

日卸連発第 67 号
平成30年6月28日

別 記 殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会 長 鈴 木 賢

流通改善ガイドラインを遵守するための協力要請

貴協会（社・機構・連合会等）におかれましては、日頃、医療用医薬品の流通について多大なご指導ご鞭撻をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 1 月、国が主導して流通改善の取組みを加速するため、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（流通改善ガイドライン）が策定され、全ての流通関係者が遵守を求められております。また、未妥結減算の見直しに伴い、200床以上の医療機関及び保険薬局は、これまでの「妥結率」の報告に加えて、「単品単価契約率」及び「一律値引き契約の状況」について報告を求められることとなりました。

当連合会としては、国主導の下、流通改善ガイドラインが策定されたことを重く受け止め、当該ガイドラインの遵守に真摯に取り組んでいく所存です。

貴協会との間では、当該ガイドラインを踏まえて、別紙の事項について取り組む必要があると考えております。

当連合会としては、公正競争規約を遵守するとともに、公正かつ自由な競争が確保されるよう十分留意して対応してまいりますので、何卒、ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

流通改善ガイドラインを踏まえて取り組むべき主な事項

1. 早期妥結と単品単価契約の推進

未妥結減算の趣旨を踏まえ、原則として全ての品目について単品単価契約とすることが望ましいとされています。少なくとも前年度より単品単価契約の割合を高めるよう求められています。

妥結率等に係る報告書には、「単品単価契約とは、品目ごとに医療用医薬品の価値を踏まえて価格を決定した契約をいう。」と明記されており、価格交渉の段階から個々の医薬品の価値を踏まえて交渉を行うよう努めてまいります。

2. 頻繁な価格交渉の改善

期中で医薬品の価値に変動があるような場合を除き、年間契約等のより長期の契約を基本とすることが望ましいとされています。

今後、2年に1度の薬価改定の間（中間年）にも薬価改定が行われることが見込まれるため、価格交渉の頻度が増加し、卸売業者だけでなく、医薬品を購入される医療機関・保険薬局にも負担増となりますので、頻繁な価格交渉については改善していく必要があります。

3. 医薬品の価値や流通コストを無視した交渉の改善

医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉については、薬価制度とは相容れない行為であるとされています。この観点から、医薬品の価値を無視した値引き交渉、医薬品の安定供給や流通コストを全く考慮しない値引き交渉を慎むこととされております。

医薬品の価値を無視した過大な値引きにならないように努めるとともに、流通コストについても適正に考慮していただくようお願いいたします。

4. 返品の手配や配送回数・急配時の取決めと契約

返品条件や頻回配送・急配の回数やコスト負担等については、流通当事者間で事前に取り決め、契約を締結することが求められております。

返品条件や頻回配送・急配の回数やコスト負担等について、あらかじめ当事者間で合意させていただき、契約を取り交わせるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。